



入会促進会員用説明資料

平成27年9月

隊友会本部

目次

◎ 隊友会とは、どんな組織ですか？ [目的・組織・会員数]	1
◎ 会費、入会手続きは、どうなっていますか？ [会費・正会員への入会手続き]	2
◎ 隊友会はどんな活動をしているのですか？ [主な事業活動:4本の柱]	3
○ 防衛・防災および自衛隊諸業務などに対する協力・地域社会への貢献	4
国・自治体との防災施策等への協力 [防災協定締結・防災ボランティア活動]	5
自衛隊諸業務に対する支援 [募集・就職援護、自衛隊援護教育 等]	8
予備自衛官等に対する支援 [勤続記念き章の贈呈、福祉支援制度]	10
地域社会に対する各種支援	11
○ 安全保障、特に防衛に関する調査研究及び政策への提言並びに隊友紙・防衛関連書籍の発刊 [防衛セミナー、政策提言、隊友紙・防衛書籍などの発刊]	12
○ 殉職自衛隊員及び戦没者等の慰霊顕彰・援助	16
○ 会員の福祉などを目的とした事業 [団体保険等] 【入会のメリット】	18
◎ 防衛省共済組合等施設利用、隊友会提携施設等 【入会のメリット】	20
◎ 会勢拡大施策試行において成果のあった事項	21
◎ 各幕から発出された「隊友会の会勢拡大施策に対する協力」に関する文書の内容	23
◎ 各幕が隊友会の支援に関して発簡している通達等の概要	24

隊友会とは、どんな組織ですか？

隊友会の目的

国民と自衛隊とのかけ橋として、相互の理解を深めるとともに、防衛意識の普及高揚に努め、国の防衛及び防災施策、慰霊顕彰事業並びに地域社会の健全な発展に貢献することにより、我が国の平和と安全に寄与し、併せて自衛隊退職者等の福祉を増進すること

組織

県隊友会の数は51個で、46都府県の県隊友会と、北海道にある5個の地方隊友会で組織されています。

また、各県隊友会には、地区町村に支部が置かれており、その数は、約970あります。

公益法人隊友会

事務局

県隊友会

支部

会員数

会員は、正会員、賛助会員、特別会員で構成されています。

正会員 約 77,000名

賛助会員 約205,000名

特別会員 法人等 約220社 個人 約2,900名

(平成27年3月31日現在)

会費、入会手続きは、どうなっていますか？

会費

正会員	年会費 3,000円	終身会費 30,000円	※
賛助会員	幹部・准尉(相当の事務官等)	年額 500円	
	曹・士 (相当の事務官等)	年額 300円	
特別会員	年会費とし、本部、地方でそれぞれ定める。		

※ 終身会費について

平成27年度定時総会において「新規会員から終身会員を廃止し年会員に一本化する。現終身会員は退会するまで終身会員とし、寄付金は現行どおりとする。」ことが決定されました。

終身会費は会費規則改正を経て平成29年度からは廃止される予定です。

正会員への入会手続き

入会手続きは、退職時と退職後とは異なります。

退職時入隊

入会申込書に所定の事項を記入し、会費と会員証に使用する写真(3.0×2.5cm)1枚を駐屯地・基地の担当部署(*)に提出

陸自⇒駐屯地業務隊総務科

* 担当部署 海自⇒地方総監部、司令部などの総務課

空自⇒基地業務隊厚生班

退職後入隊

入会手続き書類を最寄りの県隊友会に申込み、送付されてきた入会申込書に所定の事項を記入し、会費と会員証に使用する写真1枚を添えて、県隊友会に提出

隊友会はどんな活動をしているのですか？

隊友会は、次に掲げる項目を『4本の柱』として、各種の活動を行っています。

殉職自衛隊員及び戦没者 などの慰霊顕彰・援助

- ① 殉職自衛隊員および戦没者
などの慰霊顕彰
- ② 殉職自衛隊員の遺族に対す
る援助

会員の福祉などを 目的とする事業

- ① 会員の福祉厚生・相互扶助
および親睦
- ② 予備自衛官などへの福祉支援
- ③ 各種保険及びその他の福祉
厚生

防衛・防災および自衛隊諸業務など に対する協力・地域社会への貢献

- ① 防衛及び防災関連施策などに対
する協力
- ② 自衛隊諸業務に対する協力
- ③ 予備自衛官などに対する支援
- ④ 地域の健全な発展への協力
- ⑤ 国および自衛隊が行う諸施策に
対する協力

安全保障、特に防衛に関する 調査研究および政策への提言 隊友紙・防衛関連書籍の発刊

- ① 安全保障特に防衛に関する調査
研究および政策提言
- ② 隊友紙・防衛関連書籍などの発刊
- ③ 防衛セミナー(講演会)の開催

防衛・防災および自衛隊諸業務などに対する協力・地域社会への貢献

隊友会は、自治体との防災等協定の締結、防災ボランティア活動などを通じて地域の防災体制の強化に協力するとともに、自衛隊の行う諸業務に対する各種協力、地域社会の健全な発展に寄与する各種の事業を行い、地域社会とのかけ橋となって、自衛隊が後顧の憂いなく任務にまい進できる環境の醸成に寄与しています。

防災ボランティア活動の状況

隊友会は、東日本大震災において設立以来初めて、約2か月にわたり組織的な防災ボランティア活動を行い、地域社会での災害復旧や自衛隊員家族の捜索等への協力を行い、大きな成果を得ました。

その成果を踏まえ、その後も各地で防災ボランティア活動を行っています。昨年8月には、広島市北部地区を襲った豪雨災害に際し、広島県隊友会安佐支部は、延べ102名の会員がボランティアとして活動を行いました。下の写真は、東日本大震災における防災ボランティアの状況です。



自衛隊員家族の捜索協力



泥土の除去

防災訓練への参加状況

隊友会は、自治体の防災訓練や自衛隊と共同連携した情報伝達訓練などに積極的に参加しています。また最近では、統裁部要員として参加するなど、訓練形態も逐次拡大され、年々充実してきています。

平成26年度は、約2,400名、平成25年は、約2,500名の会員が訓練に参加しています。



東北方面隊が実施した
みちのくアラート2014参加
(宮城県隊友会)



15旅団が実施した
美ら島レスキュー2015に参加
(沖縄県隊友会)

自衛隊諸業務に対する支援

募集・援護や駐屯地・基地の創立記念行事などの自衛隊の行う諸業務を積極的に支援し、その目的達成に寄与しています。

①募集・援護協力実績

募集	25年度	26年度	就職援護	25年度	26年度
情報提供数	222件	272件	情報提供数	170件	248件
入隊者数	58名	67名	決定者数	71名	100名

②自衛隊援護教育に対する協力

退職予定隊員に対する「防災・危機管理教育」に自治体での勤務経験のある会員を講師として派遣して教育を行っています。

数個駐屯地(基地)で年間総計約120時間の教育を担当しています。

③駐屯地・基地の記念行事などの各種行事支援



駐屯地開庁記念
行事支援
(札幌地方隊友会)



④PKO等や災害派遣部隊、オリンピック参加隊員などの見送り、
激励品の贈呈

PKO派遣部隊等の
見送り・激励



UNMISS派遣部隊



第18次海賊対処部隊

国緊隊・災害派遣部
隊の激励



ネパール中部地震



御嶽山噴火災害

五輪参加者に対す
る激励



ソチオリンピック



ロンドンオリンピック

予備自衛官等に対する支援

地本と連携した予備自衛官制度の普及及び招集訓練に参加する予備自衛官の激励、予備自衛官勤続記念き賞の贈呈、並びに予備自衛官等福祉支援制度事務局の運営を通じて、積極的に支援しています。

懇親会・記念き章の贈呈(滝川駐屯地)



札幌隊友会滝川支部(H27. 7)

予備自衛官に対する激励(国分駐屯地)



鹿児島県隊友会(H27. 6)

予備自衛官等福祉支援制度とはどのようなものですか？

この制度は、予備自衛官の方々から相互に連帯感を持てる施策について要望があり、陸上幕僚監部で検討して隊友会に事業を委託し、平成元年12月に「予備自衛官等互助制度」として発足しました。

平成10年3月26日には即応予備自衛官制度の導入に伴い、即応予備自衛官を、平成14年9月1日には予備自衛官補の制度の導入に伴い、予備自衛官補もそれぞれ加入できる制度としております。

平成21年6月に「予備自衛官等福祉支援制度」と名称が変更され、現在に至っています。

地域社会に対する各種協力

スポーツを通じた青少年の健全育成、護国神社や戦没者慰霊碑等の清掃及び防犯パトロール等の各種ボランティア活動を積極的に実施して、地域社会の健全な発展に寄与しています。

地域社会に対する各種協力の実績(平成25年度)

事業	人員数(人)	事業	人員数(人)
防犯パトロール	5,444	スポーツ指導	1,966
学童通学時の安全支援	7,451	環境整備	5,222
県民体育大会等支援	510	高齢者等の介護協力	637



銃剣道大会支援(宮城県隊友会)



環境整備支援

安全保障、特に防衛に関する調査研究及び 政策への提言並びに隊友紙・防衛書籍の発刊

隊友会は、隊友紙や防衛関連書籍の発刊、防衛講話などを通じて、国民の防衛意識の普及高揚と国民の自衛隊に対する理解を更に深めるとともに、自衛隊の活動基盤の充実や隊員の処遇の改善などに関する政策提言を政府並びに各政党などに行うことにより、現役自衛隊員が後顧の憂いなく活動しやすい環境の醸成に努めています。

防衛セミナーの開催

隊友会では毎年、国民の防衛意識の高揚、会員の啓発などを目的として、全国各地でセミナーや講演会を実施しています。平成26年度は、174回の防衛セミナー(講演会)を実施しました。

第41回防衛セミナー「混迷を深めるアジア情勢と我が国の進路」の様子 (H26. 10)



開会の挨拶をする先崎理事長



早稲田大学非常勤講師
河東 哲夫 氏



拓殖大学国際学部教授
呉 善花 氏

東京都隊友会



永井第1師団長(H27. 5)



武居海上幕僚長(H27. 1)

千葉県隊友会



宇都たかし参院議員(H27. 7)

政策提言の提出

隊友会は、昭和47年以降毎年、当時の情勢を踏まえて、憲法の改正から、防衛政策、自衛隊員の処遇改善等、広範な内容について提言書を取りまとめ、政府等に説明・提出してまいりました。

平成26年度政策提言書の防衛省への説明・提出状況



中谷防衛大臣(H27.1)



江渡前防衛大臣(H26.11)



西防衛事務次官(H26.11)

平成26年度政策提言の主要な内容

- ① 憲法の改正(国を防衛する実力組織を軍として憲法に明記することなど)
- ② 日米共同防衛・国際共同行動の実効性の確保
- ③ 防衛体制の強化(着実な防衛力の整備等)
- ④ 自衛隊員の処遇改善(給与制度、栄典・礼遇の付与等)

隊友紙、防衛書籍などの発刊

隊友会は、広報活動の一環として、各種定期刊行物を送り出しています。



隊友紙 安保・防衛問題などに関する記事、自衛隊の諸活動、各県隊友会の活動状況並びに予備自衛官に関する記事など満載して、毎月15日(基準)に発行しています。発行部数は、月平均121,300部です。

防衛書籍などの発刊 隊友会では、防衛の諸問題をわかり易く解説した防衛コミュニケーション紙『ディフェンス』と、防衛セミナー等の講演を収録した『防衛開眼』を毎年発刊して、全国の主要図書館、主要政党、国会議員、各界有識者、各県隊友会及び主要部隊長に送付しています。平成26年度は、『ディフェンス』を8,700部、『防衛開眼』を4,850部発刊しています。

殉職自衛隊員及び戦没者 などの慰霊顕彰・援助

隊友会は、自衛隊遺族会事務局の事務運営を行うと共に、賛助会員に対する香典等の贈呈、殉職自衛隊員の追悼式及び戦没者等の慰霊顕彰行事等への参加、並びにそれぞれの慰霊碑の清掃等の維持管理支援などを積極的に実施しています。

その他、硫黄島遺骨帰還事業にも会員を派遣しています。

自衛隊遺族会の支援



自衛隊遺族会理事会 (H27. 5)



自衛隊遺族会役員等懇親会 (H26. 10)

慰霊・顕彰支援の状況



慰霊碑等の清掃維持管理支援疏



硫黄島遺骨帰還事業への参加

会員の福祉などを目的とする事業 【入会のメリット】

隊友会は、会員の福祉・厚生を目的として、団体保険等に関する事業、防衛省共済組合等各施設の利用、斡旋販売等に関する事業、その他の提携事業等を行っています。



現役の時に近い福祉厚生事業を利用できます。

団体保険等に関する事業

割安の掛金で、現役と同様の補償が得られる各種保険等に加入できます。
退職後のライフプランに利用して下さい。

団体生命保険	在職間の団体生命と同種(掛捨て)の安い保険料で大きな保障の保険
団体年金保険	毎月掛金し2年以上積立、一時払積増も可能で年金として給付する制度
介護保障付き終身保険	死亡又は高度障害状態となった場合並びに要介護2以上と認定された場合などに保障する保険
団体傷害保険	傷害事故による死亡、通院時を補償し、保険料が割安な保険
団体医療保険 団体がん保険	ほとんどの「病気」とあらゆる「がん」を補償し、保険料が割安な保険
集団取扱 アフラック がん保険 医療保険	アフラックがん保険・医療保険の集団取扱を適用し現職と同じ特典
三大疾病保険 総合医療サポート	がん・急性心筋梗塞・脳卒中による医療費負担軽減が狙いの保険 病気、けがの入院・手術費を保障
新・医療互助制度	入院に対する掛捨ての医療保険・傷害保険

防衛省共済組合等各施設、隊友会提携の施設
防衛省共済組合等各施設、並びに隊友会提携の施設が
割安に利用できます。 【入会のメリット】

共済組合等施設

- 共済組合直営の委託売店・宿泊施設が隊員同様に利用できます。
- 国家公務員共済組合連合会三宿病院の日帰人間ドック受診料が20%off

隊友会提携施設等

スポーツクラブネサンス

- 入会手続 入会金3,000円→無料 事務費5,000円→1,000円
- 利用料金 ・月額契約13,300円→7,800円
・都度利用契約(通常なし)「→1,500円/1回

アコーディア・ゴルフ

隊友会員はポイントカードの発行を受け、特別のポイントが得られ、予約サイトからお得な予約が可能です。更に、会員権も特別価格での購入ができます。

紳士服コナカ

隊友会員証の提示で、会員・家族が特別優待20%引き

会勢拡大施策試行において成果のあった事項

I より目に見える隊友会活動の実施により隊友会の存在を知ってもらうことが重要



隊友会総会・懇親会を駐屯地で実施
(東京都)



駐屯地朝礼で隊友会の説明会を実施
(茨城県)

駐屯地での美化活動の実施

退官者の見送り行事への参加・記念品の贈呈等

駐屯地・基地の各種行事への積極的参加と現役隊員との交流・懇親、勧誘の実施

II 退職隊員の情報の獲得

『修親』、『SOYOU』、OB会が発行する広報誌の活用

地本、部隊・隊員との連携による退職者情報の収集

III 部隊長の隊友会に対する理解の獲得

入会率の向上

部隊長等に対して隊友会長等が直接説明

県内所在主要部隊長と隊友会の意見交換会の実施

IV 退職隊員に対する説明会・直接勧誘の実施

定年退職予定者に対する管理講習で、説明・勧誘

部隊担当者による退職前隊員への入会説明の実施

各幕から発出された「隊友会の会勢拡大施策に対する協力」に関する文書の内容

「隊友会の会勢拡大施策に対する協力について(通知)」

(海幕人第203号(27 7 14))

公益社団法人隊友会は、平成26年度から会勢拡大施策(試行)として、県隊友会が指定する入会促進会員による基地等訪問、入会促進活動を実施してきたが、この成果を踏まえ平成27年度から会勢拡大施策を正式に施行することとなった。については、隊友会の入会促進会員が実施する以下の活動に対し協力されたい。

- 1 隊友会の入会促進会員に対する入門証の発行
- 2 隊友会の入会促進会員が、部隊に実施する施策説明等に対する協力

「隊友会の会勢拡大施策に伴う協力について(依頼)」

(空幕厚第198号(27 7. 24))

公益社団法人隊友会では、平成26年度から都道府県隊友会が指定した入会促進会員による基地等への定期的な訪問を通じて隊友会に関する広報を実施し、入会率向上を図る会勢拡大施策(試行)を実施していたが、この試行成果を踏まえ平成27年度から会勢拡大施策を正式に施行することとなった。

については、平成27年度以降においても、都道府県隊友会が指定した入会促進会員による基地等への定期的な訪問を予定しているため、協力されたく依頼する。

陸幕については、昨年発簡の文書、陸幕人計第90号電「隊友会が行う各種施策への積極的な協力について(通知)」(26. 2. 19)[5年保存]に基づき昨年同様、隊友会に協力することです。

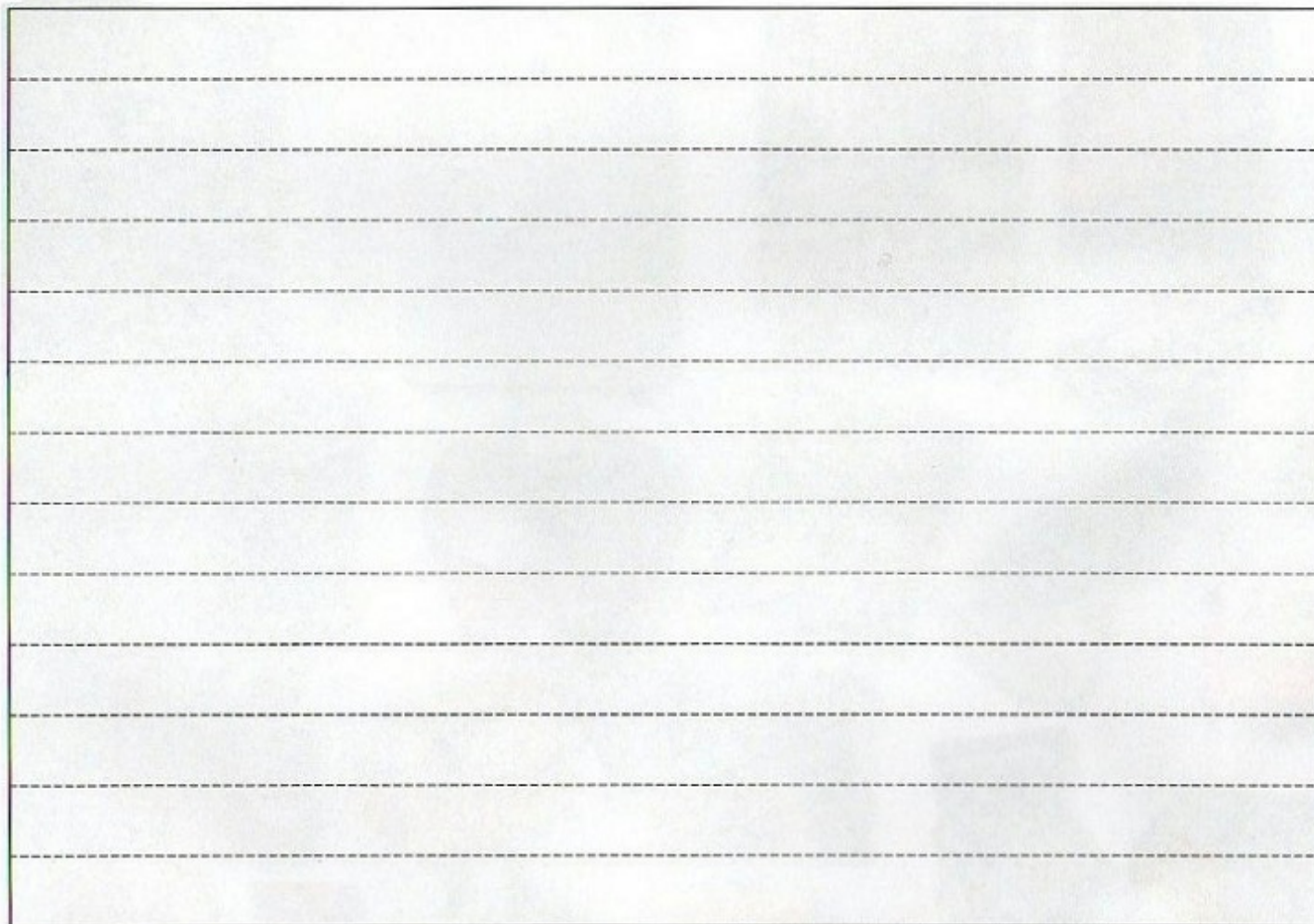
新たな文書は、入会促進対象駐屯地等及び入会促進会員の指定後に発簡を予定していることと
です。

各幕が隊友会の支援に関して発簡している通達等の概要

	陸	海	空
文書名	隊友会の支援要領について(通達)	隊友会に対する支援要領について(通知)	隊友会に対する支援について(通達)
発簡番号 (年月日)	陸幕1第87号 (47. 2. 24)	海幕人第2844号 (8. 6. 19)	空幕厚第159号(50)例規 (57. 8. 3)
骨子 (項目)	1 方針 2 支援の担当 3 実施要領 (1) 会の趣旨及び活動の普及 (2) 正会員入会の勧誘 部隊等の長は、退職者個々について離隊するまでに、入会勧誘を行い、特に幹部退職者については、努めて終身会員として率先入会するよう勧誘する。この場合、入会希望者に対し隊友会団体生命保険、隊友会団体傷害保険及び隊友会互助年金の特典につき周知させ、便宜を与える。 (3) 正会員への入会手続 (4) 賛助会員入会の勧誘 (5) 賛助会員への入会手続及び会費の徴収 (6) 会の地域組織化のための支援 (7) 会が行う行事等の協力支援 (8) その他	1 方針 2 支援事務担当区分 3 実施要領 (1) 会の趣旨及び活動状況の普及 (2) 賛助会員入会の勧誘 (3) 賛助会員入会の手続、会費の徴収等 (4) 正会員入会の勧誘 支援事務担当部隊の長は、次の特典を周知させることにより、退職者個々について、離隊するまでに入会の勧誘を行う。 ア 隊友会団体生命保険及び隊友会団体障害保険に加入できる。 イ 互助年金の加入資格が得られる。 ウ 防衛省共済組合施設等の利用に際し、便宜が与えられる (5) 正会員への入会手続、会費の徴収等 (6) その他	1 方針 2 実施要領 (1) 世話担当者の指定 (2) 会の目的及び事業の普及 (3) 正会員入会の勧誘 部隊等の長は、退職予定者に対して入会を勧誘する。特に、幹部自衛官、准空尉、空曹及び行政職(一)1級以上の事務官等については努めて全員、空士については原則として1任期以上勤務したことになる者については、それぞれ終身会員として入会するよう勧誘し、同時に隊友会の団体生命保険、団体傷害保険及び互助年金の便宜があることを知らせる。この場合、入会を強制するような誤解を与えないように留意する。 (4) 正会員への入会手続き及び会費の徴収 (5) 賛助会員入会の勧誘 (6) 賛助会員への入会手続き及び会費の徴収 (7) 会が行う行事等の協力支援 (8) その他

上記各幕の通達等の細部については、防衛省・自衛隊のホームページで確認して下さい。その要領は、防衛省・自衛隊のホームページ⇒所管法令等⇒訓令等の検索⇒機関選択により陸・海・空幕僚監部を選択⇒件名検索の検索キーワードに隊友会に対する支援を入力することにより確認できます。

メモ



問合せ先 : 隊友会本部事務局 総務課 TEL03-5362-4871